

県内市町（指定都市を除く）における令和元年度決算に基づく健全化判断比率等（確報）

1 健全化判断比率

（単位：％）

団体名	指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	早期健全化基準 財政再生基準	財政規模に応じて 11.25%～15%	財政規模に応じて 16.25%～20%	25.0	350.0 (指定都市400.0)
		20.00	30.00	35.0	
沼津市				5.0	30.8
熱海市				2.9	17.0
三島市				5.2	19.4
富士宮市				2.4	13.9
伊東市				6.1	11.3
島田市				7.0	—
富士市				3.3	60.1
磐田市				4.4	0.3
焼津市				6.5	7.0
掛川市				8.2	49.0
藤枝市				8.5	2.4
御殿場市				9.9	64.1
袋井市		赤字無し	赤字無し	7.7	56.2
下田市	7.0			66.1	
裾野市	9.1			43.4	
湖西市	5.3			19.4	
伊豆市	6.7			37.9	
御前崎市	0.0			—	
菊川市	10.5			8.8	
伊豆の国市	7.0			50.4	
牧之原市	7.6			2.2	
東伊豆町	5.2			60.6	
河津町	5.9	43.2			
南伊豆町	7.7	39.8			
松崎町	3.7	—			
西伊豆町	3.9	—			
函南町	5.7	56.7			
清水町	5.2	36.6			
長泉町	1.8	—			
小山町	8.1	—			
吉田町	12.1	68.9			
川根本町	3.2	—			
森町	10.9	58.6			
加重平均		—	—	5.9	22.5

※将来負担比率は、算定上マイナスとなる場合（充当可能財源≧将来負担額の場合）は、「—」と表示する

2 資金不足比率（経営健全化基準：20%以上）

いずれの地方公営企業（全130会計）も経営健全化基準を下回っており、健全な状況である

<参考> 指定都市の状況 ※静岡市・浜松市は、法律上、県に対して報告義務がないため、参考掲載

1 健全化判断比率

（単位：％）

団体名	指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
静岡市		赤字無し	赤字無し	6.4	48.9
浜松市				5.5	—

2 資金不足比率

いずれの地方公営企業（全12会計）も、資金不足額なし